

流行状況の把握と情報の公表

県感染症情報センター

昨年の12月5日、厚生労働省は、インフルエンザが全国的に流行シーズンに入つたと発表しました。どうして分かるのでしょうか?こんな疑問はありませんか。答えは「感染症発生動向調査」結果から分かったのです。今回は調査の仕組みと、必要性について話をします。

▽感染症法の成立

かつて、わが国の感染症対策は、「伝染病予防法」(明治30(1897)年に制定)に基づいて行われていましたが、新たな病原体の出現や移動手段の発達による輸入感染症への対策には不十分で、感

声なきを知る ◆ 9 ◆ 感染症

感染症の発生・拡大に備えることができる法体系の整備が望まれています。

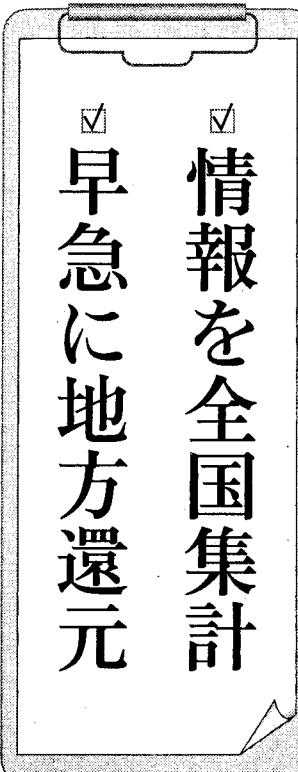
そこで、平成11年(199

9)に新たな法律として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」が施行されました。その中には、全国の地方衛生研究所がこれまで実施してきた「感染症発生動向調査」を感染症対策と位置付け、地域の流行状況を把握し、県民や医療機関関係者に迅速に情報提供・公表する」と、明記されました。

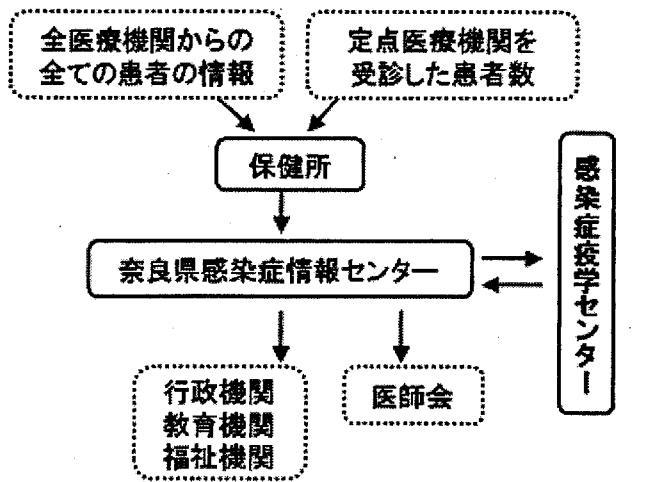
また、地方衛生研究所(奈良県では県保健研究センター)では、病原体の検査・分析を行い、患者情報に病原体の情報を加え、正確な流行情報を作り上げているのです。

その後、患者や病原体情報は、全国に設置された「地方感

▼情報を全国集計 早急に地方還元



感染症発生動向調査の情報の流れ



感 染 症 情 報 と し て 医 師 会 や 関 係 機 関 に 公 表 さ れ 適 切 な 医 療 に 役 立 て ら れ て い る の で す 。

▽把握と公表の必要性

歯止めがかからないエボラ出血熱▽近隣諸国で未だに患者が発生している狂犬病▽突如、国内流行した Dengue fever など、わが国を取り巻く状況は恒に病原体の進入の危険と隣り合わせにあることから、平素から国内の患者発生や流行状況を把握し、情報を公表することが被害を最小限にするため必要なのです。

▼おことわり 感染症情報

(県感染症情報センター)
|| 第2木曜日掲載 ||

▽感染症発生動向調査とは

法律に記載される感染症は111種の疾患で、病原体の重篤度や感染力により、一類も五類に分類されています。このうち、重篤度は高いが頻度はそれほどでもない一類から四類と五類の一部については、医師が患者情報を保健所に届け出ることが義務付けられています。また、重篤度は低く、患者のすべてを把握する必要がない五類に分類される多くの疾患は、指定された医療機関からのみ患者の情報が報告されます。